

# 中国ビジネスニュース

編集：香川県上海ビジネスサポーター 池田 博明

## 今月の注目トピックス

### ～給与水準と職務成果～

中国にある日系企業のほとんどが、日本に本社がある「子会社」です。昨今、グローバルに M&A が活発に行われていることもあり、中国に限らず海外に子会社を持つ日本企業はどんどん増えています。欧米の場合は少し事情が異なりますが、中国のように、かつて低賃金国としてメリットを享受できていた国では、いまこの親子関係によって、子会社の給与が上げられず、お困りの企業様が出てきています。例えば、「日本の親会社が、そもそも日本側で別の会社の子会社なので、その親会社の子会社である上海別法人の給与水準より必ず低くしなければいけない」というルールがあり、親会社はメーカーで、子会社はシステム会社のため、人材採用には大変苦労され、業績もじりじりと落ちている企業様も少なくはありません。

かつて日本がアズ No1. などと言われていた時代であればともかく、すべての先進国はいわずもがな、新興国にさえその給与水準で後塵を拝するようになっている現在、海外子会社の給与が日本本社より「必ず」低くしなければいけないという謎ルールを温存しては、人材獲得競争で勝てるはずがありません。日本人が世界的に見れば破格の安い給与で、辞めずに働いてしまっていることが問題の根源なのでしょうが、それを言っても始まりません。せめて、海外では「親子関係なく、その国の、その業態の水準」で設定できるようにして欲しいと思います。

一方で、人件費が上がると経営がもたない、というところもあるのかもしれません。上述の親子縛り以前に、給与を上げるための原資が不足するようなら、生産性を向上させる取り組みを、何をおいても実施しなければいけないでしょう。向上できなければ、いずれ市場から「退場」せざるを得なくなります。

日本企業は社員間の待遇にあまり大きな差を付けず、職務の定義も緩やかで誰の仕事なのか決まっていらないようなことでも協力し合って進めていくという特徴があります。これは良いことでもあるのですが、会社全体でのパフォーマンスが出なくなってくるような状況では、より大きな成果を生み出せる社員を厚遇し、体質を変えていく必要があり、「メリハリのある給与体系にしたい」という相談も増えています。

メリハリのある給与体系を実現するためには、生産性の分子である「成果」の定義を明確にすることが前提となります。皆様の会社では、全てのポジションの社員に求める「成果」が定義できていますか

しょうか。営業職はともかく、開発、サービス、管理部門と、様々な職務において、何が「成果」なのか、その「成果」は、昨年よりも増えているのか？成果が増えていないのに、給与が上がれば、生産性は下がった、ということになります。大変残念なことに、非常に多くの日系企業において、「社員一人一人の成果が定義されていないし、可視化できていない」という状態にあるようです。その状態では、生産性を高めようと思っても、何から手を付けていいかわかりませんし、対策が奏功したかどうか計測することもできません。

中国で、日本親会社を超える給与を出せるよう、生産性を高め、また親会社を説得する材料とするためにも、是非、全社員の成果を定義、可視化し、これを高めていく取り組みに着手いただければと思います。

## 政策・経済トピックス

### 【新政策動向】

#### ■ 大気汚染改善で行動計画、石炭消費など厳格管理へ

12 月 7 日、中国国務院は大気の質改善に向け、石炭消費と公害物質の排出量の多い事業を「厳しくかつ適切に」管理するための行動計画を発表した。計画では、2025 年までに大気中の PM2.5 濃度を 2020 年時点から 10%削減するとともに、深刻な大気汚染発生日数を 1%未満に抑制することを目指すとしている。また、同じ期限で化石燃料由来でないエネルギーの使用比率を全体の 20%程度に引き上げることも求めている。このほか、新たなクリーンエネルギー開発、天然ガス生産の拡大、大規模なエネルギー消費と温暖化ガス排出につながる事業の抑制なども盛り込まれた。

#### ■ ビザ料金値下げ 日本含む世界各国対象

12 月 8 日、中国外務省は記者会見で、外国人が中国を訪れるために必要なビザ（査証）の取得料金を 12 月 11 日から、現在より 25%値下げすると発表した。来年 12 月 31 日までの措置で、中国が大使館・総領事館を置く日本など世界各国を対象としている。中国を訪れる外国人を増やし、対中投資の増加につなげる狙いがある一方、中国は新型コロナウイルス禍前まで、日本人に対して滞在が 15 日以内の場合はビザを免除していたが、この措置は現在、停止されたままになっている。

### 【経済動向】

#### ■ 中国のデータ取引市場規模 876 億 8,000 万元

11 月 26 日、「世界データエコシステム会議」で発表された「中国のデータ取引市場の研究・分析報告 2023」によると、2022 年、中国のデータ取引市場の規模は 876 億 8,000 万元（約 1 兆 7,000 億円）に達し、世界の 13.4%、アジアの 66.5%を占めた。報告書によると、政策環境や経済環境に支えられる形で、中国のデータ取引市場は過去 2 年間に急成長を遂げ、2025 年には 2,046 億元（約 4 兆 1,000 億円）規模にまで成長することが期待される。中国はデータ資源の応用シーンが豊富で、金融、インターネット、通信、製造業、医療・健康、交通・運輸、教育など各業界でデータ製品の応用ニーズが高まっている。

### ■ 中国 11 月の非製造業景況指数は 50.2% 経営活動は成長続く

中国物流・調達連合会及び国家統計局サービス業調査センターが 11 月 30 日に発表したデータによると、今年 11 月の中国の非製造業景況指数は前月比 0.4 ポイント低下の 50.2%になり、低下幅は前月より縮小して、非製造業の経営活動が引き続き成長傾向を保ったことを示している。個別の指数を見ると、新規受注指数は同 0.5 ポイント上昇の 47.2%で、非製造業の市場ニーズが前月より回復した。建設業景況指数は同 1.5 ポイント上昇の 55%で、建設業の活動の成長ペースが前月を上回った。細分化された業界のデータを見ると、住宅建設業と建築内装業の景況指数はいずれも前月と比較して上昇傾向を示している。

### ■ 11 月の対外貿易輸出入総額が前年同期比 1.2%増

12 月 7 日、税関総署が発表したデータによると、2023 年 11 月の中国の物品貿易輸出入総額は 3 兆 7,000 億元（約 75 兆円）に達し、月間成長率は 10 月の前年同期比 0.9%増をさらに上回る同 1.2%増へ上昇し、2 か月連続のプラス成長となった。また今年 1 月～11 月の中国の物品貿易輸出入総額は前年同期比ほぼ横ばいの 37 兆 9,600 億元（約 773 兆円）となった。そのうち輸出は同 0.3%増の 21 兆 6,000 億元（約 440 兆円）、輸入は同 0.5%減の 16 兆 3,600 億元（約 333 兆円）だった。中国税関の貿易景況感統計調査によると、輸出と輸入の受注が増加した企業の割合がいずれも上昇しており、通年の対外貿易の安定促進・質向上との目標実現に向けた基礎がさらに突き固められた。

### ■ 2023 年の食糧生産量は 6 億 9,541 万トン

12 月 11 日、国家統計局は、2023 年の中国の食糧生産量データに関する公告を発表し、20 年連続で豊作となった。公告によると、全国 31 省（自治区・直轄市）に対する調査の結果、全国の食糧総生産量は前年比 888 万トン増（1.3%増）の 6 億 9,541 万トンに達した。そのうち穀物生産量は同 819 万トン増（1.3%増）の 6 億 4,143 万トンだった。

## 【日系・外資企業動向】

### ■ 豊田合成、仏山市のエアバッグ工場稼働

11 月 29 日、豊田合成は、広東省仏山市でエアバッグなどセーフティーシステム製品を生産する新工場の開所式を開いたと発表した。中国の安全規制強化によるエアバッグの需要拡大に対応する。投資額は約 5 億元（約 103 億円）。新工場は今年 8 月に生産を開始し、今回の開所式を機に本格稼働となった。生産品目はエアバッグ、ハンドル、ポップアップフードアクチュエーター（車両が歩行者と衝突するとボンネットを持ち上げ、エンジンなど硬い部品が歩行者に当たらないようにする安全装置）となる。主にトヨタ自動車やホンダの合併自動車メーカー向けに供給する。新工場は豊田合成のグループ会社、豊田合成（仏山）汽車部品の第 2 工場で、豊田合成のセーフティーシステム製品の生産拠点としては中国 4 カ所目となる。新工場は環境設備として太陽光発電パネルを備え、工場の一部電力を賄うことができる。

## 【人民元情報】

人民元市場レート（2023 年 12 月 12 日時点）

外貨名 100 日本円

中間値 4.9251 人民元

## 【中国ビジネスワンポイントアドバイス】

## 研究開発費用の加算控除政策の享受方法

国家税務総局、財政部公告 2023 年第 11 号により、企業は 7 月の予納申告、10 月の予納申告及び年度確定申告をする際に、研究開発費用の加算控除政策を享受することができます。享受するための申告においてよく見られる税務リスクについて説明させていただきます。

| 項目                     | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 規定に合致する研究開発費用の範囲       | <p>研究開発活動とは、企業が科学及び技術の新しい知識の獲得、科学技術の新知识を創造的に運用、又は技術、製品（サービス）、工程を実質的に改善するために、持続的に行い、且つ明確な目標を持つ体系的な活動です。</p> <p>政策では下記の加算控除政策の適用されない活動を明確にしました。</p> <p>1. 企業の製品（サービス）の一般的なアップデート。2. 公表されている研究開発成果の直接利用（例えば公開された新たな工程、材料、装置、製品、サービス、知識等の直接採用）。3. 製品の商品化後、企業が顧客のために提供する技術サポート。4. 既存の製品、サービス、技術、材料、工程プロセスに対する重複的又は簡易な変更。5. マーケットリサーチ、効率リサーチ又はマネージメント研究。6. 工業（サービス）プロセス又は一般的な品質管理、テスト・分析、修理・メンテナンス。7. 社会科学、芸術、人文学分野の研究。</p> |
| 研究開発費用の加算控除政策が適用されない業界 | <p>現行政策では6つの業界に対して研究開発費用が適用されないと規定しています。1. タバコ製造業。2. 宿泊業・飲食サービス業。3. 卸売業・小売業。4. 不動産業界。5. リース及びビジネスサービス業。6. 娯楽業。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 研究開発費用と生産営業費用の合理的な割り振り | <p>企業は研究開発費用と生産営業費用を分けて計上し、正確的に、合理的に各項費用を割り振らないといけません。はっきり割り振ることができない場合、加算控除をしてはいけません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 研究開発活動の直接材料費用の減算調整     | <p>企業の研究開発活動に直接形成された製品又は構成部分として形成された製品が外部に販売された場合、研究開発費用に対応する材料費用は加算控除をしてはいけません。</p> <p>製品販売と対応する材料費用が異なる納税年度に発生し、且つ材料費用が研究開発費用に計上された場合、製品販売の年度において、当年度の研究開発費用から対応する材料費用発生額を減算調整できます。減算調整額に足りない場合、以降の年度に振り替えて減算調整することができます。</p>                                                                                                                                                                                       |

|                                                                      |                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 非課税収入として処理する<br>財政性資金を研究開発活<br>動に用いられて形成された<br>費用又は無形資産の加算<br>控除又は償却 | ＜企業の研究開発費用の加算控除政策に関する問題についての公告＞（国家税務総局公告 2015 年第 97 号）により、非課税収入として処理する財政性資金を取得し、研究開発活動に用いて費用又は無形資産を形成した場合、加算控除又は償却をしてはいけません。 |
|----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## ビジネス相談

香川県上海ビジネスサポーターでは、会計・税務、人事労務、経営、法律などのご相談に無料でお答えしています。お困りの際は、香川県上海ビジネスサポーターまでお気軽にご相談ください。

### 【相談事例のご紹介】

#### ➤ 質問

#### 【合併企業に関するご相談】

中国での事業が伸び、この機会に更なる事業拡大を検討しています。資金調達（増資）を行いたいのですが、合併企業（ジョイントベンチャー）による増資（事業拡大）を検討しています。合併企業のメリット、デメリット及び相手先の探し方について意見をお聞かせください。

#### ➤ 回答

一般的に合併企業にすると以下の様な点が挙げられます。

#### 【メリット】

- ・ 中国系企業同士の繋がり（ネットワーク）を利用しやすい。
- ・ 資金調達の決定など判断が早い。

#### 【デメリット】

- ・ 資本比率によっては決定権が中国側になってしまう。
- ・ 一般的に董事会メンバーに中国側企業のメンバーを入れることが多く、独資企業と違い董事会決定する際に、内容によっては調整が必要になる。

相手先の探し方についてですが相手方に何を求めるのかによって変わってくると思われます。日系企業側の立場だけに立ってみると「お金（及び中国系ネットワーク）だけ出してもらい経営は全てこちらで」というのが一番望ましいですが、相手方から見ると「お金だけ」の関係になることから「（出資しても）リターンが無い」と判断すれば、直ぐに引き上げてしまうリスクもあります。または日本企業側のノウハウだけを持って行かれるというリスクもあります。また本来合併をする際には信頼関係があった上での合併事業となりますので、貴社で相手先に何を求められるのか？をある程度決めた上で進めていかれた方がよいと考えます。

「投資者」という目線だけで探すのであれば銀行系、証券会社、（M&A 事業を手掛けている）コンサ



ルティング会社などが挙げられます。中国系ですと多種多様になりますのでまずは日系へご相談されることをお勧めします（日系の証券会社などの殆どは中国系の証券会社と提携しておりますので情報量について問題ないと考えます）

### 香川県上海ビジネスサポーターの利用できるサポート内容ご案内

#### <現地視察の支援>

① 現地視察に対する企画提案・アポイント手配 ②現地視察に対するアテンド・通訳

#### <ビジネス展開の支援>

③県内企業及びその現地法人等からの依頼によるビジネス相談 ④マッチング候補企業情報の提供等（基礎調査） ⑤中国企業とのビジネスマッチング・商談機会の創出 ⑥他県共同中国セミナー開催 ⑦マッチング候補企業情報の提供等（商談に係るアポイント手配）（有料） ⑧マッチング候補企業情報の提供等（商談に係るアテンド）（有料）

<対象外の業務> ビジネスを伴わない観光目的での視察、適法性が疑われるもの。公序良俗に反すると思われるような業務等。

<利用対象地域>上海市、江蘇省、安徽省、浙江省

<利用申込資格> 香川県内に本社又は事業所を有する企業及び商工関係団体等。香川県内に本社又は事業所を有する企業で、中国に進出している現地法人、支店、駐在員事務所

<利用者が負担する費用> ①②③④⑤⑥のサービスは無料です（ただし、渡航費、宿泊費等は利用者の負担）。⑦⑧のサービスは有料です。利用申込書提出後に利用者が負担する費用を事前にお支払いいただきます。

香川県上海ビジネスサポーターの支援をご希望の場合は、以下 URL からお申込みください！

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/sangyo/kaigai/03.html>

~~~~~  
香川県上海ビジネスサポーター 池田 博明

〒200030 上海市徐匯区虹橋路 1 号 港匯中心 1 座 25 楼  
（上海邁伊茲（マイツ）諮詢有限公司 浦西事務所内）

E-mail: kagawa@myts-cn.com

上海ビジネスサポーターの支援をご希望の場合は、こちらを検索！！

香川県 上海ビジネスサポーター

検索